

山形市とよい仕事おこしフェア実行委員会との 地域ブランドの向上及び産業振興に関する連携協定書

山形市（以下「甲」という。）とよい仕事おこしフェア実行委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、山形市における地域ブランドの向上及び産業振興による経済活性化に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、及び協力して実施する。

- (1) 地域ブランドの向上及び発信に関すること。
- (2) 山形市産品の販路拡大に関すること。
- (3) 甲及び乙の有するネットワークを活用した中小企業支援及び地域創生に関すること。
- (4) その他地域の産業振興、中小企業支援及び地域支援に関すること。

2 前項各号に掲げる事項についての具体的な取組内容は、その都度甲乙協議して決定する。

（情報保護）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に掲げる事項の実施に当たり、相手方から知り得た情報（公知の情報を除く。）を他に漏らしてはならず、又はこの協定の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1月前までに甲又は乙のいずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定内容の変更又は解除）

第5条 甲又は乙のいずれかがこの協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、この協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

(疑義の協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年4月12日

甲 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘

乙 山形県山形市鉄砲町二丁目18番5号

よい仕事おこしフェア実行委員会

山形信用金庫

理事長 山口 盛雄

東京都品川区西五反田七丁目2番3号

よい仕事おこしフェア実行委員会

事務局

代表者 城南信用金庫

理事長 川本 恭治